

---

令和5年 第1回（定例）由 布 市 議 会 会 議 録（第7日）

令和5年3月23日（木曜日）

---

議事日程（第7号）

令和5年3月23日 午前10時11分開議

日程第1 請願について

日程第2 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて「令和4年度由布市一般会計補正予算（第8号）」

日程第3 議案第1号 由布市個人情報保護法施行条例の制定について

日程第4 議案第2号 由布市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について

日程第5 議案第3号 由布市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について

日程第6 議案第4号 由布市職員の定年引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

日程第7 議案第5号 由布市長期滞在施設条例の廃止について

日程第8 議案第6号 由布市情報公開条例の一部改正について

日程第9 議案第7号 由布市職員定数条例の一部改正について

日程第10 議案第8号 由布市長等の給与の特例に関する条例の一部改正について

日程第11 議案第9号 由布市職員の給与の特例に関する条例の一部改正について

日程第12 議案第10号 由布市印鑑条例の一部改正について

日程第13 議案第11号 由布市国民健康保険条例の一部改正について

日程第14 議案第12号 由布市子ども・子育て会議条例の一部改正について

日程第15 議案第13号 由布市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第16 議案第14号 由布市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第17 議案第15号 由布市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第18 議案第16号 由布市都市公園条例の一部改正について

日程第19 議案第17号 由布市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について

日程第20 議案第18号 市道路線（津々良奥江線）の廃止について

- 日程第21 議案第19号 市道路線（津々良奥江線）の認定について
- 日程第22 議案第20号 市道路線（並柳2号線）の認定について
- 日程第23 議案第21号 大分市の公の施設を由布市の住民の利用に供させることに関する協議について
- 日程第24 議案第22号 別府市の公の施設を由布市の住民の利用に供させることに関する協議について
- 日程第25 議案第23号 臼杵市の公の施設を由布市の住民の利用に供させることに関する協議について
- 日程第26 議案第24号 津久見市の公の施設を由布市の住民の利用に供させることに関する協議について
- 日程第27 議案第25号 竹田市の公の施設を由布市の住民の利用に供させることに関する協議について
- 日程第28 議案第26号 豊後大野市の公の施設を由布市の住民の利用に供させることに関する協議について
- 日程第29 議案第27号 日出町の公の施設を由布市の住民の利用に供させることに関する協議について
- 日程第30 議案第28号 公の施設を大分市の住民の利用に供することに関する協議について
- 日程第31 議案第29号 公の施設を別府市の住民の利用に供することに関する協議について
- 日程第32 議案第30号 公の施設を臼杵市の住民の利用に供することに関する協議について
- 日程第33 議案第31号 公の施設を津久見市の住民の利用に供することに関する協議について
- 日程第34 議案第32号 公の施設を竹田市の住民の利用に供することに関する協議について
- 日程第35 議案第33号 公の施設を豊後大野市の住民の利用に供することに関する協議について
- 日程第36 議案第34号 公の施設を日出町の住民の利用に供することに関する協議について
- 日程第37 議案第41号 令和5年度由布市一般会計予算
- 日程第38 議案第42号 令和5年度由布市国民健康保険特別会計予算
- 日程第39 議案第43号 令和5年度由布市介護保険特別会計予算
- 日程第40 議案第44号 令和5年度由布市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第41 議案第45号 令和5年度由布市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第42 議案第46号 令和5年度由布市水道事業会計予算
- 日程第43 発議第1号 由布市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

追加日程

日程第1 閉会中の継続審査・調査申出書

日程第2 議員派遣の件について

---

本日の会議に付した事件

日程第1 請願について

日程第2 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて「令和4年度由布市一般会計補正予算（第8号）」

日程第3 議案第1号 由布市個人情報保護法施行条例の制定について

日程第4 議案第2号 由布市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について

日程第5 議案第3号 由布市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について

日程第6 議案第4号 由布市職員の定年引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

日程第7 議案第5号 由布市長期滞在施設条例の廃止について

日程第8 議案第6号 由布市情報公開条例の一部改正について

日程第9 議案第7号 由布市職員定数条例の一部改正について

日程第10 議案第8号 由布市長等の給与の特例に関する条例の一部改正について

日程第11 議案第9号 由布市職員の給与の特例に関する条例の一部改正について

日程第12 議案第10号 由布市印鑑条例の一部改正について

日程第13 議案第11号 由布市国民健康保険条例の一部改正について

日程第14 議案第12号 由布市子ども・子育て会議条例の一部改正について

日程第15 議案第13号 由布市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第16 議案第14号 由布市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第17 議案第15号 由布市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第18 議案第16号 由布市都市公園条例の一部改正について

日程第19 議案第17号 由布市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について

日程第20 議案第18号 市道路線（津々良奥江線）の廃止について

日程第21 議案第19号 市道路線（津々良奥江線）の認定について

日程第22 議案第20号 市道路線（並柳2号線）の認定について

- 日程第23 議案第21号 大分市の公の施設を由布市の住民の利用に供させることに関する協議について
- 日程第24 議案第22号 別府市の公の施設を由布市の住民の利用に供させることに関する協議について
- 日程第25 議案第23号 臼杵市の公の施設を由布市の住民の利用に供させることに関する協議について
- 日程第26 議案第24号 津久見市の公の施設を由布市の住民の利用に供させることに関する協議について
- 日程第27 議案第25号 竹田市の公の施設を由布市の住民の利用に供させることに関する協議について
- 日程第28 議案第26号 豊後大野市の公の施設を由布市の住民の利用に供させることに関する協議について
- 日程第29 議案第27号 日出町の公の施設を由布市の住民の利用に供させることに関する協議について
- 日程第30 議案第28号 公の施設を大分市の住民の利用に供することに関する協議について
- 日程第31 議案第29号 公の施設を別府市の住民の利用に供することに関する協議について
- 日程第32 議案第30号 公の施設を臼杵市の住民の利用に供することに関する協議について
- 日程第33 議案第31号 公の施設を津久見市の住民の利用に供することに関する協議について
- 日程第34 議案第32号 公の施設を竹田市の住民の利用に供することに関する協議について
- 日程第35 議案第33号 公の施設を豊後大野市の住民の利用に供することに関する協議について
- 日程第36 議案第34号 公の施設を日出町の住民の利用に供することに関する協議について
- 日程第37 議案第41号 令和5年度由布市一般会計予算
- 日程第38 議案第42号 令和5年度由布市国民健康保険特別会計予算
- 日程第39 議案第43号 令和5年度由布市介護保険特別会計予算
- 日程第40 議案第44号 令和5年度由布市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第41 議案第45号 令和5年度由布市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第42 議案第46号 令和5年度由布市水道事業会計予算
- 日程第43 発議第1号 由布市議会の個人情報保護に関する条例の制定について
- 追加日程
- 日程第1 閉会中の継続審査・調査申出書
- 日程第2 議員派遣の件について

---

出席議員（18名）

|            |            |
|------------|------------|
| 1 番 首藤 善友君 | 2 番 志賀 輝和君 |
| 3 番 佐藤 孝昭君 | 4 番 高田 龍也君 |
| 5 番 坂本 光広君 | 6 番 吉村 益則君 |
| 7 番 田中 廣幸君 | 8 番 加藤 裕三君 |
| 9 番 平松恵美男君 | 10番 太田洋一郎君 |
| 11番 加藤 幸雄君 | 12番 甲斐 裕一君 |
| 13番 佐藤 郁夫君 | 14番 渕野けさ子君 |
| 15番 佐藤 人巳君 | 16番 田中真理子君 |
| 17番 鷺野 弘一君 | 18番 長谷川建策君 |

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

|            |           |
|------------|-----------|
| 局長 馬見塚美由紀君 | 書記 畠中 勇君  |
| 書記 松本 英美君  | 書記 生野 洋平君 |

---

説明のため出席した者の職氏名

|                       |        |            |        |
|-----------------------|--------|------------|--------|
| 市長 .....              | 相馬 尊重君 | 副市長 .....  | 小石 英毅君 |
| 教育長 .....             | 橋本 洋一君 | 総務課長 ..... | 佐藤 正秋君 |
| 財政課長 .....            | 庄 忠義君  |            |        |
| 総合政策課長兼地方創生推進室長 ..... |        |            | 日野 正美君 |
| 会計管理者 .....           | 佐藤 幸洋君 | 建設課長 ..... | 三ヶ尻郁夫君 |
| 商工観光課長 .....          | 古長 誠之君 |            |        |
| 福祉事務所長兼福祉課長 .....     |        |            | 武田 恭子君 |
| 挾間振興局長兼地域振興課長 .....   |        |            | 後藤 和敏君 |
| 庄内振興局長兼地域振興課長 .....   |        |            | 秦 正次郎君 |
| 湯布院振興局長兼地域振興課長 .....  |        |            | 後藤 睦文君 |
| 教育次長兼教育総務課長 .....     |        |            | 花宮 宏城君 |

消防長 …………… 佐藤 尚也君

---

午前10時11分開議

○議長（長谷川建策君） 皆さん、おはようございます。今期定例会も本日が最終日でございます。議員及び執行部各位には、連日の委員会審査、また現地調査等でお疲れのことと存じます。最後までよろしくお願いを申し上げます。

ただいまの出席議員数は18名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

執行部より、市長、副市長、教育長及び関係課長の出席を求めています。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第7号により行います。

---

○議長（長谷川建策君） まず、日程第1、請願についてを議題とします。

継続審査となっております請願2件及び本定例会に付託しています請願1件について、常任委員長に審査の経過と結果について報告を求めます。

まず、総務常任委員長、田中真理子さん。

○総務常任委員長（田中真理子君） おはようございます。総務常任委員会委員長、田中真理子です。

本委員会に付託されました請願について報告をいたします。

請願審査報告書、本委員会に付託の請願は、審査の結果、下記のとおり決定したので、由布市議会会議規則第143条第1項の規定により報告します。

記。

日時、令和5年3月8日、水曜日、審査。

令和5年3月16日、木曜日、意見聴取、審査、まとめ。

場所は、本庁舎新館3階、第1委員会室です。

出席者は記載のとおり、総務常任委員会6名です。

担当課は湯布院地域振興課です。

書記は議会事務局です。

裏面を御覧ください。

審査結果、請願受理番号1、受理年月日、令和5年2月15日。

件名、旧湯布院公民館跡地利用「ラックホールの駐車場及び災害時の駐車場設置」に関する請願書。

委員会の意見、本請願は、旧湯布院公民館跡地利用について、再度ラックホールの駐車場及び

災害時の駐車場設置を求めるものです。

本請願については、担当課から現在の状況や今後の予定について説明を受けるとともに、請願者である湯布院の4団体に出席を求め、意見聴取を行い、願意を確認しました。

意見聴取をする中で、湯布院町の駐車場の問題は住民の喫緊の課題であり、ラックホールの駐車場の利用に高齢者は難儀しており、また、駅前で度々発生する事故への対応として、駅前の交通体系の解消、さらに災害時の避難場所として駐車場の設置は必要であると判断しました。

そして、旧湯布院公民館跡地利用については、賛否両論ある中で、これまでの経過も含め行政の願意への配慮並びに説明不足は否めないと判断しました。駐車場の設置については、何らかの工夫や検討の余地はあり得たと思われます。

また、委員会から、住民の利便性をより一層視野に入れ、住民の切なる思いを酌み入れてもらいたいとの意見を付します。

慎重審査の結果、賛成多数で採決すべきと決定しました。

審査の結果、採択すべきと決定。

以上、慎重審査のほどよろしく願いをいたします。

○議長（長谷川建策君） 次に、産業建設常任委員長、加藤裕三君。

○産業建設常任委員長（加藤 裕三君） 皆さん、おはようございます。産業建設常任委員長の加藤裕三です。

請願審査の報告をいたします。

請願審査報告書、本委員会に付託の請願は、審査の結果、下記のとおり決定したので、由布市議会会議規則第143条第1項の規定により報告します。

記。

日時、令和5年3月8日、請願審査。

14日、現地調査、請願審査。

16日、請願審査、まとめ。

場所、本庁舎新館3階、第3委員会室。

現地調査、湯布院町川南。

出席者、委員会委員全員です。

書記、議会事務局。

裏面をお開きください。

請願受理番号4、受理年月日、令和4年11月7日。

件名、市道認定に関する請願について。

本請願は、由布市湯布院町川南547番2地先から川南591番1地先の里道について市道編

入を求めるもの。

審査においては、現地調査及び請願者や担当課に話を伺うことで現状を確認した。公図上の道路幅と実際の道路幅とが異なっているため、市道認定基準に照らし、里道と私有地との境界を明確に分筆する必要があることを確認した。

委員会では、上記の必要性がある中において、請願者の意向を引き続き確認する必要があるとの意見が出た。

慎重審査の結果、継続審査と決定した。

審査の結果、継続審査。

受理番号7、受理年月日、令和4年11月18日。

件名、市道の廃止、払い下げに関する請願について。

本請願は、由布市湯布院町川西の市道ユム田3号線の一部及び4号線において、市道の廃止並びに当該用地の払下げを求めるもの。

審査においては、これまで現地調査及び請願者や担当課に話を伺うことで現状を確認した。請願者からは、当初計画した事業の見通しが立たず、当該市道も含めた線引きを大幅に見直すという趣旨の下、新たな計画も含めて説明を受けた。また、担当課からは、市道廃止に係る事務とこれまでの経緯について説明を受けた。

委員会の審議では、先が見通せないという請願者の事情を理解し、市道の廃止及び払下げについては進めていくべきという意見が出た。また、市道廃止後の計画等を含め、審議を継続すべきという意見も出た。

慎重審査の結果、賛成多数で採択すべきと決定した。

審査の結果、採択すべきと決定。

以上です。

○議長（長谷川建策君） 各常任委員長の報告が終わりました。

これより審議に入ります。

なお、委員長報告に対する質疑については、審査の経過と結果に対する質疑にとどめることをお願いします。

また、令和4年受付、請願受理番号4、市道認定に関する請願については、継続審査となっております。

まず、令和4年受付、請願受理番号7、市道の廃止、払い下げに関する請願についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。佐藤孝昭君。

○議員（3番 佐藤 孝昭君） 3番、佐藤孝昭でございます。

質疑でございます。今回の請願では、マスコミで報道されていますように、外資の大型ホテル



の件など、市道廃止の理由が明確にこの請願には記載はされておりました。その中で、市民の安心安全を第一に考えて、由布市の行政が議会によって間違ったメッセージを表すことのないようにしなければならないというふうに思っております。

そこでお聞きしますが、委員会でどのように市民の目線で議論がなされたのか教えていただきたいのと、今回、委員長報告の中で、その後、新たな計画も含めた説明を受けたというふうにありますけども、こういったものが委員会の中でどのように受けて、その辺を解釈したのかお教えください。

○議長（長谷川建策君） 加藤裕三君。

○産業建設常任委員長（加藤 裕三君） お答えをいたします。

まず、市民目線という質問ですが、当然、私どもは市議会の中で請願者の願意を十分に伺うとともに、行政の考え方を含めて、この大型ホテルという話は請願者からの説明を直接受けました。その中で、当初、12月議会ではまだ未定ですという話でありました。12月議会の審査では未定ということで、継続審査ということで行いましたが、今回、行政側の説明、そして請願者側の説明、両方受けようということで、委員からの意見がありましたので、両方の立場からお伺いをいたしました。

その中で、請願者から外資系の大型ホテルを計画している、100室、そしてヴィラというんですか、20棟を計画しているという説明を受けた中では、様々委員からの意見がありました。

当然、まだまだ市から受けたときに、行政側としては市のまちづくり計画等に照らし合わせてお願いをしたという説明も受けましたので、両方の意見がありましたので、最終的には委員の中からも今回決すべきじゃないかという意見もありましたし、継続する意見もありました。その中で、採決したときに、このような結果になったということでございます。

以上です。

○議長（長谷川建策君） よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより採決いたします。この請願に対する委員長報告は採択です。この請願は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立6名〕

○議長（長谷川建策君） 起立少数です。よって、令和4年度受付、受理番号7の請願は不採択と

することに決定いたしました。

次に、請願受理番号 1、旧湯布院公民館跡地利用「ラックホールの駐車場及び災害時の駐車場設置」に関する請願書を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 討論なしと認めます。討論終わります。

これより採決をいたします。この請願に対する委員長報告は採択です。この請願は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立16名〕

○議長（長谷川建策君） 起立多数です。よって、受理番号 1 の請願は委員長報告のとおり採択されました。

---

○議長（長谷川建策君） 次に、日程第 2、承認第 1 号、専決処分の承認を求めることについて、令和 4 年度由布市一般会計補正予算（第 8 号）から、日程第 4 2、議案第 4 6 号、令和 5 年度由布市水道事業会計予算までの 4 1 件を一括議題といたします。

付託しております各議案については、常任委員長及び特別委員長にそれぞれの議案審査に係る経過と結果について報告を求めます。

まず、総務常任委員長、田中真理子さん。

○総務常任委員長（田中真理子君） それでは、総務常任委員会委員長、田中真理子です。

本委員会に付託されました事件について報告をいたします。

委員会審査報告書。本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、由布市議会会議規則第 1 1 0 条の規定により報告します。

記。

日時、令和 5 年 3 月 8 日、議案審査、まとめ。

場所、本庁舎新館 3 階、第 1 委員会室。

出席者は、記載のとおり総務常任委員会 6 人全員です。

担当課は、総務課、総合政策課、市民課、消防本部。

書記は議会事務局です。

裏面を御覧ください。

審査結果、事件の番号、議案第 1 号、件名、由布市個人情報保護法施行条例の制定について。

経過及び理由、本議案は、個人情報の保護に関する法律の改正により、地方公共団体における個人情報の取扱いが一元化されることから、この法の施行に関して必要な事項を定め、併せて、由布市個人情報保護条例を引用していた由布市道の駅ゆふいん条例、由布市自然体験学習施設条例並びに由布市ほのぼのプラザ条例の一部を改正するものです。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定しました。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件番号、議案第2号、件名、由布市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について。

経過及び理由、本議案は、個人情報の保護に関する法律の改正により、従来の情報公開審査会及び個人情報保護審査会を国に準じて、情報の公開請求及び個人情報の開示請求に関する不服申立て等について調査審議する機関として、新たに由布市情報公開・個人情報保護審査会を設置し、事務の効率化を図るものです。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定しました。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件番号、議案第3号、件名、由布市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について。

経過及び理由、本議案は、職員の定年引上げを踏まえ、地方公務員法第26条の3の規定に基づき、職員の高齢者部分休業に関して必要な事項を定めるものです。

制度の概要としては、55歳以上の職員を対象とし、家族の介護や体力の低下、また、セカンダリキャリアに向けた準備などの諸事情やボランティア等の地域活動への参画など地域貢献を想定し、高年齢職員の多様な働き方のニーズに応えるため、公務の運営に支障がないと認めるときは、勤務時間の一部について休業することが可能となる高齢者部分休業制度を導入・運用するための規定整備となっています。

説明を受ける中で、当委員会としては、制度運用により他の職員への業務負担が増加することのないよう十分配慮すべきとの意見を付します。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定しました。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件番号、議案第4号、件名、由布市職員の定年引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。

経過及び理由、本議案は、令和3年6月の地方公務員法の一部を改正する法律により、令和5年4月1日から地方公務員の定年年齢の段階的な引上げや役職定年制の導入等の措置を講ずるため、関係する条例について所要の改正を行うものです。

委員会では、定年年齢の引上げにより、今後、職員の新規採用者数が減少することとも考えられることから、将来的な職員の年齢別人員構成に偏りが生じないよう細心の注意を払いながら検討

を重ねてほしいとの意見が出ました。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定しました。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件番号、議案第6号、件名、由布市情報公開条例の一部改正について。

経過及び理由、本議案は、新たな個人情報保護制度との整合性を図ること、地方独立行政法人の概念を追加することのほか、所要の改正を行うものです。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定しました。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第7号、件名、由布市職員定数条例の一部改正について。

経過及び理由、本議案は、近年頻発する災害や感染症対策に対応する救急搬送等の状況、また、新たに県下広域で設置する指令本部等の状況を鑑み、消防職員を増員することのほか、一般職に属する職員の定数を変更することによるものです。

改正内容としては、職員の定数を消防職員については71人から75人に、選挙管理委員会並びに監査委員の事務部局の職員については、それぞれ2人から3人に改めるものです。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定しました。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

裏面を御覧ください。

事件の番号、議案第8号、件名、由布市長等の給与の特例に関する条例の一部改正について。

経過及び理由、本議案は、市の現下の財政状況を鑑み、市長、副市長及び教育長の給料を本年4月1日から翌年3月31日までの1年間、3%減額するものです。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定しました。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件番号、議案第9号、件名、由布市職員の給与の特例に関する条例の一部改正について。

経過及び理由、本議案は、議案第8号と同様の理由により、由布市職員についても、本年4月1日から翌年3月31日までの1年間、給料月額を7級在職者については2%、6級以下の在職者については1%減額するものです。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定しました。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件番号、議案第10号、件名、由布市印鑑条例の一部改正について。

経過及び理由、本議案は、利用者証明用電子証明書の提供を受けている方が、窓口でマイナンバーカードを提示することにより、印鑑登録証明書の交付を受けることが可能となり、また、コンビニ等の多機能端末機においてスマートフォン搭載の利用者証明用電子証明書でも印鑑登録証

明書の交付を受けることが可能となるよう条例の改正を行うものです。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定しました。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第17号、件名、由布市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について。

経過及び理由、本議案は、消防団員の処遇改善に向けて、国から消防団員の報酬等の基準が示されたことに伴い、報酬の改正を行うものです。

本改定は、国から消防団員の処遇改善を図るよう求められる中、本市においても前回の報酬改定から5年ほど経過していることから、県内の他の自治体の状況等も鑑み、今回、団員をはじめ分団長、副分団長、部長、班長の報酬を改定するものです。

委員会からは、引き続き、出動手当の改正について調査研究を行ってほしいとの意見が出ました。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定しました。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

続けてこれは読みます。

事件の番号、議案第21号、件名、大分市の公の施設を由布市の住民の利用に供させることに関する協議について、議案第22号、別府市の公の施設を由布市の住民の利用に供させることに関する協議について、議案第23号、臼杵市の公の施設を由布市の住民の利用に供させることに関する協議について、議案第24号、津久見市の公の施設を由布市の住民の利用に供させることに関する協議について、議案第25号、竹田市の公の施設を由布市の住民の利用に供させることに関する協議について、議案第26号、豊後大野市の公の施設を由布市の住民の利用に供させることに関する協議について、議案第27号、日出町の公の施設を由布市の住民の利用に供させることに関する協議について。

経過及び理由、議案第21号から議案第27号までの他の普通地方公共団体の公の施設を由布市の住民の利用に供させることに関する協議については、本市を含む7市1町で構成される大分都市広域圏推進会議において、圏域全体の生活関連機能サービスの向上を目指し、現在、圏域内での公共施設の相互利用の促進について協議を進めていますが、今般、図書館の相互利用について、令和5年4月からの運用に向けて協議が整ったことから、地方自治法第244条の3第2項の規定に基づき、大分都市広域圏における7市1町間で図書館の相互利用させることについて、同条第3項の規定により、議会の議決を求めるものです。

なお、議案第21号から議案第27号については、大分市、別府市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後大野市、日出町に係る議案となっています。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定しました。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

裏面を御覧ください。

事件番号、議案第 28 号、件名、公の施設を大分市の住民の利用に供することに関する協議について、議案第 29 号、公の施設を別府市の住民の利用に供することに関する協議について、議案第 30 号、公の施設を臼杵市の住民の利用に供することに関する協議について、議案第 31 号、公の施設を津久見市の住民の利用に供することに関する協議について、議案第 32 号、公の施設を竹田市の住民の利用に供することに関する協議について、議案第 33 号、公の施設を豊後大野市の住民の利用に供することに関する協議について、議案第 34 号、公の施設を日出町の住民の利用に供することに関する協議について。

経過及び理由、議案第 28 号から議案第 34 号の公の施設を他の普通地方公共団体の住民の利用に供することに関する協議については、議案第 21 号から議案第 27 号までと同趣旨ですが、今般、本市の図書館の相互利用について、運用に向けて協議が整ったことから、令和 5 年 4 月から本市の図書館を大分都市広域圏における 7 市 1 町間で相互利用させることについて、議会の議決を求めるものです。

なお、議案第 28 号から議案第 34 号についても、先ほどと同様、大分市、別府市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後大野市、日出町に係る議案となっています。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定しました。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

以上です。慎重審査のほどよろしくお願いします。

○議長（長谷川建策君） 次に、教育民生常任委員長、平松恵美男君。

○教育民生常任委員長（平松恵美男君） 皆さん、おはようございます。教育民生常任委員長、平松恵美男でございます。

委員長報告を行います。

委員会の審査報告書。本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、由布市議会会議規則 110 条の規定により報告します。

日時は、令和 5 年 3 月 8 日、議案審査。

9 日、議案審査、まとめ。

場所、本庁舎新館 3 階、第 2 委員会室。

出席者は教育民生常任委員会全員でございます。

担当課は保険課と子育て支援課でございます。

書記は事務局です。

裏面を御覧ください。

事件の番号、議案第 1 1 号、由布市国民健康保険条例の一部改正について。

経過及び理由、本議案は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令の公布に伴い改正するもので、出産一時金の支給額を 4 0 万 8, 0 0 0 円から 4 8 万 8, 0 0 0 円に増額するもの。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定しました。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第 1 2 号、由布市子ども・子育て会議条例の一部改正について。

経過及び理由、本議案は、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い条例の改正を行うもの。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定しました。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第 1 3 号、由布市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

経過及び理由、本議案は、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の制定及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い条例改正を行うもの。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定しました。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第 1 4 号、由布市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

経過及び理由、本議案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する法律の一部改正に伴い条例改正を行うもの。家庭的保育事業者等に対し、利用乳幼児の安全確保を図るための安全計画の策定や自動車を運行する場合の利用乳幼児の所在確認を義務づけるもの。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定しました。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第 1 5 号、由布市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

経過及び理由、本議案は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い条例改正を行うもの。

放課後児童健全育成事業者に対し、安全確保を図るための安全計画の策定や利用者の移動のために自動車を運行する場合において、利用者の所在確認を義務づけるもの。また、非常時の体制で早期の業務再開を図るため業務継続計画を策定し、計画に従い必要な措置を講ずることを努力義務とするもの。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定しました。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

以上、慎重審査のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（長谷川建策君） 次に、産業建設常任委員長、加藤裕三君。

○産業建設常任委員長（加藤 裕三君） 産業建設常任委員長、加藤裕三です。

委員会の審査報告をいたします。

委員会審査報告書。本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、由布市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記。

日時、令和5年3月8日、議案審査、まとめ。

場所、本庁舎新館3階、第3委員会室。

出席者、委員全員でございます。

担当課、環境課、農政課、都市景観推進課、建設課。

書記、議会事務局です。

裏面をお開きください。

事件の番号、承認第1号、専決処分の承認を求めることについて「令和4年度由布市一般会計補正予算（第8号）」。

経過及び理由、本議案は、令和4年度由布市一般会計予算における歳入歳出予算にそれぞれ937万8,000円を増額し、総額を234億6,995万2,000円とするもので、特に緊急を要することから専決処分を行ったもの。

内容としては、4款1項5目災害対応事業で、令和4年台風14号災害により全壊をした湯布院町湯平地区の店舗兼住宅2棟の公費解体に係る工事費644万8,000円や災害廃棄物の収集、運搬、処理に係る業務委託料177万3,000円が主なもの。

慎重審査の結果、全員一致で承認すべきと決定した。

審査の結果、承認すべきと決定。

事件の番号、議案第5号、由布市長期滞在施設条例の廃止について。

経過及び理由、本議案は、奥江休暇村管理組合を指定管理者として運営してきた奥江休暇村センターについて、当該組合より高齢化等の理由により管理継続を辞退する旨の申出があり、奥江自治区や公有財産管理委員会の協議を経て、譲渡・売却の方向で事務を進めるため、本条例を廃止するもの。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第16号、由布市都市公園条例の一部改正について。



経過及び理由、本議案は、都市計画法に定める開発により設置された公園に関して、挟間地域の公園３か所を由布市の都市公園として追加するもの。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第１８号、市道路線（津々良奥江線）の廃止について。

経過及び理由、本議案は、市道路線延長に伴い終点を変更する必要がある、再度市道として認定するために一旦廃止をするもの。

起点、由布市湯布院町中川１３６９番１地先。

終点、由布市湯布院町川西２０１２番１８地先。

延長５，０７７．１メートル。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第１９号、市道路線（津々良奥江線）の認定について。

経過及び理由、本議案は、議案第１８号にて廃止する路線について、終点を変更して再度認定するもの。

起点、由布市湯布院町中川１３６９番１地先。

終点、由布市湯布院町川西２１７２番１２８地先。

延長５，２４１．４メートル。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第２０号、市道路線（並柳２号線）の認定について。

経過及び理由、本議案は、新設道路改良計画に伴い、市道として管理することによるもの。

起点、由布市湯布院町川上５１７番２地先。

終点、由布市湯布院町川上５２３番１地先。

延長１５５．６メートル。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

慎重審査、よろしく願いをいたします。

○議長（長谷川建策君） 次に、予算特別委員長、鷲野弘一君。

○予算特別委員長（鷲野 弘一君） 皆さん、お疲れさまです。予算特別委員会委員長の鷲野弘一です。

委員会審査報告を行います。本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したの

で、由布市議会会議規則 110 条の規定により報告します。

日時、令和 5 年 2 月 27 日から 3 月 16 日まで。

場所、本庁舎議場。

出席者は委員全員です。

裏面を御覧ください。

審査の経過及び結果、本委員会は、全員で構成する予算特別委員会として、令和 5 年 2 月 27 日、28 日、3 月 10 日、13 日、14 日、16 日の 6 日間、委員会を開催し、付託された各議案について関係職員から詳細な説明を受け、94 項目の質疑と関連質疑、さらに分科会を通して細部にわたって慎重な審査を行いました。

その結果、議案第 41 号から議案第 44 号までの 4 件につきましては賛成多数で、議案第 45 号と議案第 46 号の 2 件については、全員一致で原案可決すべきと決定しました。

委員会の意見として、議案第 41 号、令和 5 年度由布市一般会計予算について、① 2 款の総務費の市民提案型連携協働事業では、事業内容の詳細説明、意味するところが伝わりやすいネーミングの検討等、事業実施に当たっては慎重かつ丁寧に取り組を進めていただきたい。

② 3 款民生費の重層的支援体制整備事業では、複雑多岐にわたる事業のため、各支援機関との連携会議を十分に行い、事業の推進に努めること。

③ 6 款農林水産業費の地域計画策定推進緊急対策事業と地域計画推進事業については、多様な関係者へ周知をしながら各地域の抱える課題を十分に把握した上で、課題解決に向け持続可能な農地へとつながる支援に努めること。

④ 7 款商工費の観光基盤整備事業については、由布院駅の今後の改修等を検討する際には、JR と十分協議をし、由布市全体の観光にも資するような事業として進めること。

⑤ 予算特別委員会を通じて質疑等で指摘のあった項目については、十分留意をしながら予算執行に努めること。

以上の意見を付します。

以上で、報告を終わります。

○議長（長谷川建策君） 各委員長の報告が終わりました。

ここで暫時休憩をいたします。再開は 11 時 15 分とします。

午前 10 時 57 分休憩

.....

午前 11 時 13 分再開

○議長（長谷川建策君） 再開します。

これより審議に入りますが、委員長報告に対する質疑については、審査の経過と結果に対する

質疑にとどめることをお願いいたします。

まず、日程第2、承認第1号、専決処分の承認を求めることについて「令和4年度由布市一般会計補正予算（第8号）」を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） なしと認めます。質疑を終わります。

討論を始めます。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより承認第1号を採決します。本案に対する委員長報告は承認です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立17名〕

○議長（長谷川建策君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり承認されました。

次に、日程第3、議案第1号、由布市個人情報保護法施行条例の制定についてを議題とします。質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第1号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立17名〕

○議長（長谷川建策君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第2号、由布市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） なしと認めます。質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第2号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立17名〕

○議長（長谷川建策君） 起立多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第3号、由布市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第3号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立17名〕

○議長（長谷川建策君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第4号、由布市職員の定年引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） なしと認めます。質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第4号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立17名〕

○議長（長谷川建策君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第5号、由布市長期滞在施設条例の廃止についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第5号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立17名〕

○議長（長谷川建策君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第6号、由布市情報公開条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第6号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立17名〕

○議長（長谷川建策君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第7号、由布市職員定数条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第7号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立17名〕

○議長（長谷川建策君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第10、議案第8号、由布市長等の給与の特例に関する条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第８号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立17名〕

○議長（長谷川建策君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第１１、議案第９号、由布市職員の給与の特例に関する条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第９号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立17名〕

○議長（長谷川建策君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第１２、議案第１０号、由布市印鑑条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

次に討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第１０号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立17名〕

○議長（長谷川建策君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第１３、議案第１１号、由布市国民健康保険条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第１１号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員１７名中起立１７名〕

○議長（長谷川建策君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第１４、議案第１２号、由布市子ども・子育て会議条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） なしと認めます。質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第１２号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員１７名中起立１７名〕

○議長（長谷川建策君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第１５、議案第１３号、由布市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第１３号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員１７名中起立１７名〕

○議長（長谷川建策君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第１６、議案第１４号、由布市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第14号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立17名〕

○議長（長谷川建策君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第17、議案第15号、由布市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第15号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立17名〕

○議長（長谷川建策君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第18、議案第16号、由布市都市公園条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第16号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立17名〕

○議長（長谷川建策君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第19、議案第17号、由布市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例



の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） なしと認めます。質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。首藤善友君。

○議員（１番 首藤 善友君） この消防団員の報酬ですが、おととしの消防庁長官の通知の年額報酬が基準額になっておりますが、令和４年の消防庁長官の年額報酬では５万円という通知が出されておりますし、同時に、出動報酬は由布市の場合２，０００円に据え置かれたままになっておりますが、大分市や別府市は８，０００円ということになっております。

そういった点から、不十分であるというふうに思いますし、反対とさせていただきます。

○議長（長谷川建策君） 原案賛成者、何かありませんか。太田洋一郎君。

○議員（１０番 太田洋一郎君） 賛成の立場でさせていただきます。

確かに大分市、そういったところと比べますと安いという部分はございますけれども、財政的な事情も鑑みながら、そしてまた担当者からは、今後しっかりと調査研究していきたいということとで前向きな意見も頂いておるようでございますので、そういった意味で賛成させていただきます。

○議長（長谷川建策君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） よろしいですか。討論を終わります。

これより議案第１７号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員１７名中起立１６名〕

○議長（長谷川建策君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第２０、議案第１８号、市道路線（津々良奥江線）の廃止についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） なしと認めます。質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第１８号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員１７名中起立１７名〕

○議長（長谷川建策君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第２１、議案第１９号、市道路線（津々良奥江線）の認定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） ありませんか。質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第１９号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員１７名中起立１７名〕

○議長（長谷川建策君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第２２、議案第２０号、市道路線（並柳２号線）の認定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第２０号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員１７名中起立１７名〕

○議長（長谷川建策君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第２３、議案第２１号、大分市の公の施設を由布市の住民の利用に供させることに関する協議についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） なしと認めます。質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第２１号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立17名〕

○議長（長谷川建策君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第24、議案第22号、別府市の公の施設を由布市の住民の利用に供させることに  
関する協議についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） なしと認めます。質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第22号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告  
のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立17名〕

○議長（長谷川建策君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第25、議案第23号、臼杵市の公の施設を由布市の住民の利用に供させることに  
関する協議についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第23号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告  
のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立17名〕

○議長（長谷川建策君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第26、議案第24号、津久見市の公の施設を由布市の住民の利用に供させること  
に関する協議についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） なしと認めます。質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第24号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告

のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立17名〕

○議長（長谷川建策君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第27、議案第25号、竹田市の公の施設を由布市の住民の利用に供させることに  
関する協議についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） なしと認めます。質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第25号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告  
のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立17名〕

○議長（長谷川建策君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第28、議案第26号、豊後大野市の公の施設を由布市の住民の利用に供させるこ  
とに関する協議についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） なしと認めます。質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第26号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告  
のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立17名〕

○議長（長谷川建策君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第29、議案第27号、日出町の公の施設を由布市の住民の利用に供させることに  
関する協議についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第２７号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員１７名中起立１７名〕

○議長（長谷川建策君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第３０、議案第２８号、公の施設を大分市の住民の利用に供することに関する協議についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第２８号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員１７名中起立１７名〕

○議長（長谷川建策君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第３１号、議案第２９号、公の施設を別府市の住民の利用に供することに関する協議についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） なしと認めます。質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第２９号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員１７名中起立１７名〕

○議長（長谷川建策君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第３２、議案第３０号、公の施設を臼杵市の住民の利用に供することに関する協議についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第30号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立17名〕

○議長（長谷川建策君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第33、議案第31号、公の施設を津久見市の住民の利用に供することに関する協議についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） なしと認めます。質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第31号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立17名〕

○議長（長谷川建策君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第34、議案第32号、公の施設を竹田市の住民の利用に供することに関する協議についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第32号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立17名〕

○議長（長谷川建策君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第35、議案第33号、公の施設を豊後大野市の住民の利用に供することに関する協議についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第33号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立17名〕

○議長（長谷川建策君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第36、議案第34号、公の施設を日出町の住民の利用に供することに関する協議についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第34号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立17名〕

○議長（長谷川建策君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第37、議案第41号、令和5年度由布市一般会計予算を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。首藤善友君。

○議員（1番 首藤 善友君） 一般会計予算の中に、私ども非常に危惧しておりますが、マイナンバーが国のほうで行われ、そして由布市の中にもそういった予算を盛られていると。情報の漏えい、その他非常に危惧されております。そういったので、だんだん健康保険証もマイナンバーとセットじゃないとというようなことも国のほうで進められておりますが、マイナンバー制度に反対する立場から、これは到底そういった点で認めるわけにいかない。

それから、先ほどの消防団員の点につきましても、非常に不十分であるというふうに、今日の消防団員のあらゆる災害の中での活躍、そういった面から見ましても、隣接するそれぞれが非常に出動報酬でも8,000円というふうな形で、由布市は2,000円ですから、非常に団員の確保、さらには待遇改善というそういった点から見ても、予算に反映が不十分である。

また、学校給食も再々にわたって取り上げておりますが、教育長の答弁では、保護者負担とい

うことは一貫しておりますが、今日、非常に少子化の中でいろんなところで学校給食の無償化が広がっております。そういった予算が学校給食に見られない、この点も非常に残念に思っております。

以上の見地から、一般会計予算に反対とさせていただきます。

○議長（長谷川建策君） 原案賛成者の方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） これで討論を終わります。

これより議案第41号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立16名〕

○議長（長谷川建策君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第38、議案第42号、令和5年度由布市国民健康保険特別会計予算を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。首藤善友君。

○議員（1番 首藤 善友君） この点についても、国民健康保険料が非常に高い、今、コロナ、その他市民生活が困窮している中で、少しでも値下げをするということが、非常に大事だと思いますが、そういったのがあまり見られないという点で、私はこの予算に反対とさせていただきます。

○議長（長谷川建策君） 原案賛成の討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 討論を終わります。

これより議案第42号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立16名〕

○議長（長谷川建策君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第39、議案第43号、令和5年度由布市介護保険特別会計予算を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。首藤善友君。



○議員（１番 首藤 善友君） この介護保険の保険料についても、例年、大分県で一番高い保険料を由布市民が払っております。今年こそは少しは新聞紙上のランクがナンバーワンから下がるかと思うと、全然、去年もその前もそうですし、今年度どうなるか分かりませんが、非常に高い負担を由布市民がしております。そういった点で、やはり高い負担を減らすような努力、そういったことがなされてほしいという点から、この介護保険の予算についても反対の立場を言わせてもらいます。

○議長（長谷川建策君） 原案賛成者の討論、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 討論を終わります。

これより議案第４３号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立16名〕

○議長（長谷川建策君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第４０、議案第４４号、令和５年度由布市後期高齢者医療特別会計予算を議題として質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。首藤善友君。

○議員（１番 首藤 善友君） これにつきましても、非常に高齢者の方が多い中で、希望の持てるそういった状況というのをつくらなきゃいけません。やっぱり負担が非常に大きいということがあると思います。それをやっぱりそういう点から見ると、ちょっとこの予算にも反対の立場を取らせていただきます。

○議長（長谷川建策君） 原案賛成の方の討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 討論を終わります。

これより議案第４４号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立16名〕

○議長（長谷川建策君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第４１、議案第４５号、令和５年度由布市農業集落排水事業特別会計予算を議題として質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第４５号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立17名〕

○議長（長谷川建策君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第４２、議案第４６号、令和５年度由布市水道事業会計予算を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） なしと認めます。質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第４６号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立17名〕

○議長（長谷川建策君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

-----・-----・-----

○議長（長谷川建策君） 次に、日程第４３、発議第１号を上程します。

提出者に提案理由の説明を求めます。

発議第１号について、１５番、佐藤人已君。

○議員（１５番 佐藤 人已君） 発議第１号、由布市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について。

上記の議案を別記のとおり地方自治法第１１２条及び由布市議会会議規則第１４条第１項の規定により提出をします。

令和５年３月２３日。

提出者、佐藤人已。

賛成者は議員全員でございます。

提案理由、由布市議会における個人情報の適正な取扱いに関し、必要な事項を定めることによる。

個人情報の保護に関しては、デジタル社会の形成を図るため、関係法律の整備に関する法律に

より個人情報の保護に関する法律が改正されたことで、国内において共通のルールが規定されることになりました。

しかしながら、議会に関してはその法律の適用から除外されており、議会での個人情報保護に関する規定を定めなければ、法律の適用範囲内にある市長部局等と議会において、個人情報の取扱いに差異が生じることとなります。

そこで、法と市長部局の施行条例との整合性を図りながら、議会として自律的な措置を講じ、議会個人情報に係る適正かつ円滑な事務運営を行うために本条例を定めるものでございます。

個人情報保護条例改正の施行と併せ、この条例は令和5年4月1日から施行としております。

各条項については、御一読ください。

慎重審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川建策君） お諮りします。ただいまの発議1件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し全員による審議にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略し、全員による審議とすることに決定しました。

日程第43、発議第1号、由布市議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより発議第1号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立17名〕

○議長（長谷川建策君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。

午前11時55分休憩

.....

午前11時55分再開

○議長（長谷川建策君） 再開します。

お諮りします。ただいま各委員会から閉会中の継続審査・調査申出書が提出されております。ついで、提出案件1件及び会議規則第166条の規定による議員派遣の件についての計2件を日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2として議題にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 異議なしと認めます。よって、この2件は、追加日程第1及び追加日程第2として議題とすることに決定しました。

---

#### 追加日程第1. 閉会中の継続審査・調査申出書

○議長（長谷川建策君） まず、追加日程第1、閉会中の継続審査・調査申出書の件を議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会の各委員長から、会議規則第111条の規定により、お手元に配付しておりますよう閉会中の継続審査・調査の申出があります。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査・調査することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査・調査することと決定いたしました。

---

#### 追加日程第2. 議員派遣の件について

○議長（長谷川建策君） 次に、追加日程第2、議員派遣の件についてを議題とします。

会議規則第166条の規定により、お手元に配付した内容で議員を派遣することにしたいと思いますが、これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については、お手元に配付しました内容で議員を派遣することに決定をいたしました。

---

○議長（長谷川建策君） 以上で、今期定例会に付議されました案件は全て終了いたしました。

これで会議を閉じます。令和5年第1回由布市定例会を閉会します。大変御苦勞でございました。

午前11時57分閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員